

第1日

令和5年6月13日（火）

午前10時零分開会

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。

これより、令和5年第3回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、お手元のタブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

会期について、お諮りいたします。会期日程表をお開きください。本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にお諮りいたしました結果、本日から6月28日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月28日までの16日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

3番飯田早苗議員

4番渡辺毅議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

市長提案理由説明書をお開きください。

本日、市長から報告10件、議案5件の送付を受けました。これらを一括上程し、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） おはようございます。本日ここに、令和5年第3回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会では、報告について10件、補正予算について1件、条例の一部改正及び制定について4件、合計15件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第3号から報告第12号までについて、説明申し上げます。

報告第3号令和4年度朝倉市一般会計予算の繰越明許費の報告につきましては、災害復旧事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、出産・子育て応援交付金事業等について繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、報告申し上げるものであります。

報告第4号令和4年度朝倉市一般会計予算の事故繰越しの報告につきましては、災害復

旧事業及び朝倉かんがい排水管改修事業について、やむを得ず事故繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、事故繰越し繰越し計算書を調製し、報告申し上げるものであります。

報告第5号令和4年度朝倉市水道事業会計予算の繰越しの報告につきましては、配水管布設工事、河川災害復旧に伴う橋梁添架工事及び仮設配水管撤去工事について繰越しをいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告申し上げるものであります。

報告第6号令和4年度朝倉市下水道事業会計予算の繰越しの報告につきましては、雨水対策事業、福岡県の橋梁架替工事に伴う下水道管仮設工事及び施設の長寿命化事業について繰越しをいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告申し上げるものであります。

報告第7号から報告第12号までにつきましては、公益財団法人あまぎ水の文化村、株式会社ガマダス及び株式会社三連水車の里あさくらの令和4年度の決算及び令和5年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、それぞれの経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

次に、第55号議案令和5年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）につきましては、物価高騰対策経費について補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ1億9,686万円を追加し、予算総額を407億8,116万円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

総務費では、キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーン事業費、エネルギー等高騰対策事業者支援事業費、肥料価格高騰緊急対策事業費及び小中学校給食費支援事業費に1億8,640万円を計上いたしました。

民生費では、保育所等給食費支援事業費に1,046万円を計上いたしました。

次に、歳入の内容につきましては、歳出に伴う財源として国庫支出金1億3,662万4,000円、財政調整基金からの繰入金5,548万6,000円等を計上いたしました。

次に、第56号議案朝倉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましては、個人番号カードを利用した印鑑登録証明書の発行を行いたいのので、この条例を制定しようとするものであります。

第57号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第58号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、こども家庭庁設置法及びこども家

庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

最後に、第59号議案朝倉市同報系防災行政無線戸別受信機分担金徴収条例の制定につきましては、市が貸与する同報系防災行政無線の戸別受信機の設置に要する費用に充てるため、受益者から徴収する負担金について必要な事項を定めたいので、この条例を制定しようとするものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決等いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 第59号議案の説明の中で、「受益者から徴収する負担金」と申し上げましたが、正しくは「受益者から徴収する分担金」でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小島清人君） ほかになければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案等の質疑は19日の本会議において行います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、16日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時12分散会